

和歌山県事業再構築チャレンジ補助金交付規程

(趣旨)

第1 知事は、新型コロナウイルス感染症や原油・物価高騰等の社会経済環境の変化の中で、県内に事業所を有する中小企業者等及び中堅企業者等が取り組む、新分野参入や、業種・業態転換等の事業再構築を支援するため、予算の範囲内で事業再構築チャレンジ補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関してはこの規程に定めるところによる。

(事務局の設置)

第2 知事は、第1の目的を達成するため、補助金に係る事務局（以下「事務局」という。）を設置し、交付に必要な事務を事務局が行う。

(定義)

第3 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) この規程において「中小企業者等」とは、下記のいずれかに該当するものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の規定による中小企業者

イ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第6号から第8号の規定による法人又は法人税法（昭和40年法律第34号）別表第二に該当する法人、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき設立された農事組合法人若しくは法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（従業員数が300人以下である者に限る。）であること。また、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第13号に規定する収益事業を営む同法第2条第1項第8号に規定する人格のない社団等であること。

ただし、収益事業を行っていない法人格のない任意団体（申請時に法人となっており、任意団体として確定申告をしている場合は申請可能）、収益事業を行っていない法人、運営費の大半を公的機関から得ている法人は対象外とする。また、宗教法人（旅館業の許可を受けて旅館業（宿坊）を営む宗教法人は除く）、政治団体などの団体は対象外とする。

(2) この規程において、「中堅企業等」は以下のいずれかに該当するものをいう。

ア 会社若しくは個人又は法人税法別表第二に該当する法人、農業協同組合法に基づき設立された農事組合法人若しくは法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人であって、下記の要件をすべて満たす者であること。

(ア) 中小企業者等に該当しないこと。

(イ) 資本金の額又は出資の総額が10億円未満の法人であること。

(ウ) 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、従業員数（常勤）が2,000人以下であること。

イ 中小企業等経営強化法第2条第5項に規定するもののうち、下記のいずれかに該当するものであって、第3の(1)イに該当しないもの。

- (ア) 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会 その直接又は間接の構成員の3分の2以上が、常時300人（卸売業を主たる事業とする事業者については、400人）以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものであるもの。
- (イ) 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会 その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が、常時500人以下の従業員を使用する者であるものであって10億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものであるもの。
- (ウ) 酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会 その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が、常時300人（酒類卸売業者については、400人）以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものであるもの。
- (エ) 内航海運組合、内航海運組合連合会 その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が常時500人以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものであるもの。
- (オ) 技術研究組合 直接又は間接の構成員の3分の2以上が以下の事業者のいずれかであるもの。
- i 中小企業等経営強化法第2条第5項第1号から第4号に規定するもの
 - ii 企業組合、協同組合
- (3) この規程において「みなし大企業」とは、第3の(1)アに規定する中小企業者であって、下記のいずれかに該当するものをいう。ただし、次のア～オで「大企業」とされている部分が「中堅企業」である場合には、みなし中堅企業となり中堅企業として扱う。また、カに定める事業者に該当する者は中小企業者から除き、中堅企業として扱う。
- ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
 - エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウに該当する中小企業者が所有している中小企業者
 - オ ア～ウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数のすべてを占めている中小企業者
 - カ 申請時点において確定している直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

(交付対象者)

第4 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の(1)から(3)までのいずれも満たす者とする。

- (1) 県内に本社又は補助事業を実施する事業所を有する「中小企業者等」及び「中堅企業等」（みなし大企業は除く）であること。
- (2) 補助対象事業における3～5年の事業計画を作成する者であること。
- (3) 事業継続の意思がある者であること。

(宣誓事項)

第5 次の(1)から(7)までのいずれにも宣誓した者でなければ、補助金を交付しない。

- (1) 提出する書類に虚偽がないこと。
- (2) 第4の交付対象の要件を満たしていること。
- (3) 第6の不交付要件に該当しないこと。
- (4) 不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他刑法（明治40年法律第45号）各本条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に虚偽の申請を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない補助金の交付を受け、又は受けようとするをいう。）が発覚した場合には、第18の規定に従い補助金の返還を行うこと。
- (5) 県又は事務局の職員が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること。
- (6) 必要があるときは、第22の規定により情報を公表することに同意すること。
- (7) この規程に従うこと。

(不交付要件)

第6 第4の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しないことができる。

- (1) 既に補助金の交付を受けた者（第11の3の規定による再度の交付決定を行う者を除く。）
- (2) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることのなくなるまでの者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- (5) (1)から(4)までに掲げる者の他、本補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないとし事が認める者

(補助対象事業及び対象経費)

第7 補助対象事業は、県内の事業所等において、別表1に掲げる事業再構築に取り組む事業とする。

2 補助対象経費は、補助対象事業の遂行に必要な別表2に掲げる経費とする。ただし、証拠資料等により、支払金額等が確認できる経費に限り、知事が別途定める経費を除くものとする。

る。

(補助金額)

第8 補助金額は1申請当たり上限1,000万円とする。

(補助金の交付額)

第9 補助金の交付額は、「中小企業者等」は、補助対象経費の実支出額に3分の2を乗じて得た額、「中堅企業等」は、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額（この額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）と補助金の上限額とを比較して低い方の額とする。

(補助金の交付の申請)

第10 補助金の交付申請をしようとする者は、別に定める必要な申請書類を添えて、知事に対し、郵送又は事務局が別に定める方法により提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第11 知事は、補助金の交付の申請があったときは、別に定める申請書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が本規程その他関係法令等で定めるところに違反しないかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をし、通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 知事は、交付の決定の後に申請者の責によらない事由により交付の決定の変更をする事由が生じたときは、再度の交付の決定をすることができる。

(書類の保管)

第12 交付対象者は、補助金の交付後においても申請書に添付した書類の原本等を補助金の交付を受けたのち5年間保管し、知事から提出の求めがあった場合にはこれに応じなければならない。

(補助事業の変更等)

第13 補助金の交付に際して付する条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - イ 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第14 申請者は、補助事業の遂行について、知事の要求があったときは速やかに別に定める状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第15 申請者は、補助事業完了後（補助事業廃止の承認を受けたときを含む。）、別に定める実績報告書に必要な書類を添えて、知事が定める日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第13の(1)ア及びイの規定による変更の承認をした場合は、その内容とする。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(交付の取消)

第17 知事は、交付対象者（法人にあつては、その役員を含む。）が第6に規定する補助金の不交付要件に該当することが判明したとき、又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第18 知事は、第11の3の規定により補助金の減額による再度の交付の決定をした場合、又は第17の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合には、交付対象者の当該減額又は取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の返還を命ずるものとする。

(加算金)

第19 交付対象者は、第18の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

3 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、交付対象者の申請に基づき、加算金の全部又は一部を免除することができる。

(立入検査等)

第20 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付対象者に対して報告をさせ、又は県若しくは事務局の職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿

書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の県又は事務局の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときはこれを提示しなければならない。

(財産の管理及び処分制限)

第21 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はこれに準ずるものと認められる期間が経過した場合はこの限りではない。

(申請内容の公表等)

第22 知事は、公益上特に必要があると認めるときに限り、この規程に基づく業務において取得した個人情報等を国等の関係機関に提供し、又は申請者の名称、代表者名及び補助金の内容等に関する情報を公表することができる。

(その他)

第23 この規程に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

別表 1 (第 7 関係)

事業区分	内容
新分野展開	中小企業者等が主たる業種又は事業を変更することなく、新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、新たな市場に進出することをいう。
事業転換	中小企業者等が新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、主たる業種を変更することなく、主たる事業を変更することをいう。
業種転換	中小企業者等が新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、主たる業種を変更することをいう。
業態転換	製品又は商品若しくはサービスの製造方法又は提供方法を相当程度変更することをいう。
事業再編	会社法上の組織再編行為（合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡）等を補助事業開始後に行い、新たな事業形態のもとに、新分野展開、事業転換、業種転換又は業態転換のいずれかを行うことをいう。

別表 2 (第 7 の 2 関係)

建物費	①専ら補助事業のために使用される事務所、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、倉庫その他補助事業実施に不可欠と認められる建物の建築・改修に要する経費 ②補助事業実施のために必要となる建物の撤去に要する経費 ③補助事業実施のために必要となる賃貸物件等の原状回復に要する経費 ④貸工場・貸店舗等に一時的に移転する際に要する経費（貸工場・貸店舗等の賃借料、貸工場・貸店舗等への移転費等）
機械装置・システム構築費	①専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作、借用に要する経費 ②専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築、借用に要する経費 ③①又は②と一体で行う、改良・修繕、据付け又は運搬に要する経費
技術導入費	補助事業実施のために必要な知的財産権等の導入に要する経費
専門家経費	補助事業実施のために依頼した専門家に支払われる経費
運搬費	運搬料、宅配・郵送料等に要する経費
クラウドサービス利用費	クラウドサービスの利用に関する経費
外注費	補助事業実施のために必要な加工や設計（デザイン）・検査等の一部を外注（請負、委託等）する場合の経費
知的財産権等関連経費	新製品・サービスの開発成果の事業化にあたり必要となる特許権等の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用や外国特許出願のための翻訳料など知的財産権等取得に関連する経費
広告宣伝・販売促進費	本事業で開発又は提供する製品・サービスに係る広告（パンフレット、動画、写真等）の作成及び媒体掲載、展示会出展（海外展示会を含む）、セミナー

	一開催、市場調査、営業代行利用、マーケティングツール活用等に係る経費
研修費	補助事業実施のために必要な教育訓練や講座受講等に係る経費